

機器類使用料基準（第3条関係）

昭和村シルバー人材センター機器類使用料基準表

機器類	単 位	使用料	備 考
刈払機	1時間1台につき	200円	ただし左記によりが たい場合には、発注 者とセンターで協議 した額を適用する。
チェーンソー	1時間1台につき	150円	
ブロワー	1時間1台につき	150円	
除雪機	半日1台につき	5,000円	
	1日1台につき	10,000円	
上記に記載される以外 で消耗品・燃料費等の 経費を要する機器類		上記使用料を参考に 発注者とセンターと で協議をした額	